



令和7年9月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件

(以下「甲事件」という。)

(以下「乙事件」という。)

口頭弁論終結日 令和7年5月12日

判 決

島根県浜田市殿町1番地

甲事件控訴人兼被控訴人兼附帯被控訴人

浜 田 市

(以下「1審原告浜田市」という。)

同 代 表 者 市 長

久 保 田 章 市

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

佐 和 洋 亮

同

今 城 崇

同

石 井 将 志

同

松 永 直 也

川崎市高津区末長三丁目3番17号

甲事件被控訴人兼附帯控訴人

株式会社富士通ゼネラル

(以下「1審被告富士通ゼネラル」という。)

同代表者代表取締役

増 田 幸 司

同訴訟代理人弁護士

村 島 俊 宏

同

穂 積 伸 一

同

谷 口 悠 樹

同

工 藤 友 良

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

甲事件被控訴人兼控訴人

沖電気工業株式会社

(以下「1 審被告沖電気」という。)

同代表者代表取締役

森 孝 廣

同訴訟代理人弁護士

高 原 達 広

同

田 代 啓 史 郎

同

花 本 浩 一 郎

同

丸 山 駿

東京都港区西新橋二丁目15番12号

旧商号株式会社日立国際電気

甲事件被控訴人兼附帯控訴人

株 式 会 社 国 際 電 気

(以下「1 審被告国際電気」という。)

同代表者代表取締役

佐 久 間 嘉 一 郎

同訴訟代理人弁護士

小 島 冬 樹

同

横 田 真 一 朗

同

伊 藤 憲 二

東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

日 本 無 線 株 式 会 社

甲事件被控訴人兼附帯控訴人

(以下「1 審被告日本無線」といい、

1 審被告富士通ゼネラル、1 審被

告沖電気及び1 審被告国際電気

と併せて「甲事件1 審被告ら」と

いう。)

同代表者代表取締役

小 洗 健

同訴訟代理人弁護士

道 下 崇

同

江 藤 紗 世

主

文

1 1 審原告浜田市の本件控訴を棄却する。

2 1 審被告沖電気の控訴並びに1 審被告富士通ゼネラル、1 審被告国際電気及び
1 審被告日本無線の附帯控訴に基づき原判決主文第1 項及び第2 項中1 審原告浜田
市に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 1 審被告沖電気、1 審被告国際電気及び1 審被告日本無線は、1 審原告浜田
5 市に対し、連帯して、9 3 2 万 0 8 5 0 円及びこれに対する平成2 7 年4 月2 0 日か
ら支払済みまで年5 分の割合による金員（ただし、1 3 7 7 万 2 4 4 7 円の限度で1
審被告富士通ゼネラルと連帯して）を支払え。

(2) 1 審被告富士通ゼネラルは、1 審原告浜田市に対し、1 審被告沖電気、1 審被
告国際電気及び1 審被告日本無線と連帯して、1 3 7 7 万 2 4 4 7 円を支払え。

10 (3) 1 審原告浜田市のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、1、2 審を通じてこれを8 分し、その7 を1 審原告浜田市の負担
とし、その余を甲事件1 審被告らの負担とする。

4 この判決は、主文2 の(1)及び(2)項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

15 第1 当事者の求めた裁判

1 1 審原告浜田市の控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 甲事件1 審被告らは、1 審原告浜田市に対し、連帯して、7 6 6 7 万 6 9 8
5 円及びこれに対する平成2 5 年5 月2 7 日から支払済みまで年5 分の割合による
20 金員を支払え。

2 甲事件1 審被告らの控訴又は附帯控訴の趣旨

(1) 原判決中甲事件1 審被告らの敗訴部分を取り消す。

(2) 上記部分につき、1 審原告浜田市の請求を棄却する。

第2 事案の概要等（略語は、本判決で定めたもののほかは、原判決の例による。）

25 1 本件は、1 審原告浜田市及び雲南広域連合（以下「雲南」という。）をそれぞれ
発注者とする消防救急デジタル無線に係る契約に際し行われた入札に先立ち、談合が

あったとして、それぞれ共同不法行為に基づき、1 審原告浜田市が甲事件 1 審被告ら
に対し、連帯して、損害金 7 6 6 7 万 6 9 8 5 円及びこれに対する仮契約締結日であ
る平成 2 5 年 5 月 2 7 日から支払済みまで改正前民法所定の年 5 分の割合による遅
延損害金の支払を求め（甲事件）、雲南が甲事件 1 審被告ら及び [REDACTED]（以下
5 [REDACTED] といい、甲事件 1 審被告らと併せて、以下「乙事件 1 審被告ら」という。）に
対し、連帯して、損害金 3 5 8 1 万 2 2 0 0 円及びこれに対する最終支払日である平
成 2 7 年 4 月 2 4 日から支払済みまで改正前民法所定の年 5 分の割合による遅延損
害金の支払を求めた（乙事件）事案である。

原審は、甲事件については、甲事件 1 審被告らに対し、連帯して、1 審原告浜田市
10 に対する 1 1 6 9 万 4 3 5 1 円及びこれに対する平成 2 7 年 4 月 2 0 日から支払済
みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容し、乙事件について
は、雲南の請求を全部棄却した。

1 審原告浜田市、雲南、1 審被告沖電気がそれぞれ控訴したが、乙事件については、
当審において和解が成立し、訴訟が終了した。

15 2 本件入札・契約

原判決「事実及び理由」の第 2 の 1 の (1) ア及び (2) アに記載のとおりであるから、
これを引用する（ただし、後に引用する箇所を含めて、「原告雲南」又は「同雲南」と
あるのを「雲南」と、[REDACTED] と、「日立国際」
とあるのを「国際電気」と改める）。

20 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

25 [REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

10 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

15 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

20 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25 [REDACTED]

[REDACTED]



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

10 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

15 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

20 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25 [REDACTED]

[REDACTED]



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

10 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

15 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

20 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25 [REDACTED]

[REDACTED]



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

10 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

15 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

20 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

25 [REDACTED]

[REDACTED]

5

10

第4 結論

15

20

以上によれば、1 審原告浜田市の請求は、1 審被告沖電気、1 審被告国際電気及び1 審被告日本無線に対しては、連帯して、9 3 2 万 0 8 5 0 円及びこれに対する平成 2 7 年 4 月 2 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員（ただし、1 3 7 7 万 2 4 4 7 円（9 3 2 万 0 8 5 0 円及びこれに対する平成 2 7 年 4 月 2 0 日から令和 6 年 1 1 月 7 日まで年 5 分の割合による金員）の限度で1 審被告富士通ゼネラルと連帯して）の支払を、1 審被告富士通ゼネラルに対しては、1 審被告沖電気、1 審被告国際電気及び1 審被告日本無線と連帯して、1 3 7 7 万 2 4 4 7 円の支払をそれぞれ求める限度で認容し、その余の請求は棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部相当ではなく、甲事件1 審被告らの控訴又は附帯控訴は一部理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとし、1 審原告浜田市の控訴には理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所松江支部

25

裁判官 徳 井 真

(原本署名押印欄)

5

裁判官 森 里 紀 之

(原本署名押印欄)

10

裁判長裁判官松谷佳樹は退官のため署名押印することができない。

裁判官 徳 井 真

15

(原本署名押印欄)

これは正本である。

令和7年9月10日

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 古川 雅己